

(関係団体の長) 様

山口県健康福祉部薬務課長

行政手続における押印廃止に伴う対応について

このことについて、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて(令和 2 年 12 月 25 日付け薬生発 1225 第 3 号)」に基づき取扱っているところですが、県における行政手続のオンライン化の観点から、申請書類等の提出方法を下記 1 のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員へ周知願います。

なお、通知の電子ファイルを下記 2 のとおりホームページに掲載していることを申し添えます。

記

1 申請書等の提出方法について

提出は持参、郵送、メール及び F A X のいずれの場合も可能とする。

なお、手数料が必要な場合は、山口県収入証紙又は収入印紙(薬剤師免許手続の場合)を申請書等に貼付の上、持参又は郵送すること。

また、メール及び F A X の場合は、必要に応じ到達状況を確認すること。

おって、詳細は管轄の健康福祉センター(保健所)へ相談すること。

2 掲載ホームページ URL 等

厚生労働省等通知(薬局・医薬品等販売業関係)

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/yakuzi/tuuchi.html>)